

最低制限価格の算出に係るランダム係数設定方法の変更について

建設工事等の制限付一般競争入札における最低制限価格の設定方法を次のとおり変更します。

1 対象の入札

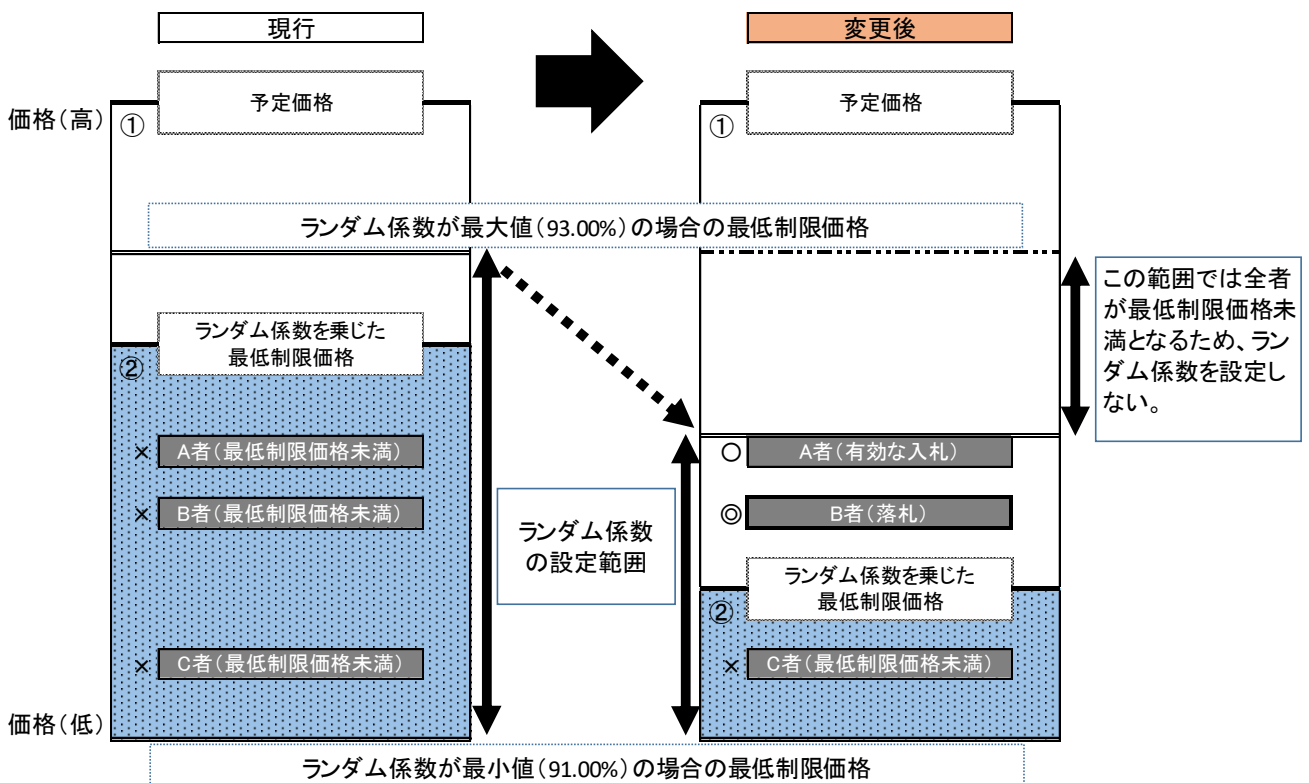
建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達（建物清掃等）において、予定価格を事前公表し最低制限価格を設定する制限付一般競争入札

2 最低制限価格の設定方法の変更

最低制限価格の上限額から予定価格までの範囲内に入札がない場合（※当該範囲に入札があった場合は現行どおり。）で、最低制限価格の範囲内に入札があったときは、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下となるよう予定価格に乗ずるランダム係数を設定する。（下図参照）

このことにより、再度入札は実施しないこととする。

【ランダム係数設定のイメージ図（建設工事の場合）】



※図中の白い部分(①)は入札が成立する価格帯、網掛け部分(②)は最低制限価格未滿の価格帯を示す。
※ランダム係数とは、一定の範囲内(建設工事:91.00%~93.00%)で電子入札システムにより無作為に抽出される数値(最低制限価格の漏えいを防止するために用いられるもので、開札時まで職員も確認することはできない。)

3 実施時期

令和2年6月1日以降に公告する制限付一般競争入札から実施